

鳴門市プレミアム付デジタル商品券発行事業委託業務に係る  
公募型プロポーザル実施要領

参加表明書等提出期間	令和8年2月3日（火）～2月12日（木）午後5時
質問受付期間	令和8年2月3日（火）～2月9日（月）午後5時
質問への最終回答日	令和8年2月10日（火）
参加資格確認結果の通知	令和8年2月16日（月）まで
提案書等の提出期間	令和8年2月16日（月）～2月20日（金）午後5時
提案書等の審査及び評価	令和8年2月下旬（予定）
審査結果通知	令和8年2月下旬（予定）

## 1 業務の説明

### （1）業務名

鳴門市プレミアム付デジタル商品券発行事業委託業務（以下「本業務」という。）

### （2）業務目的

食料品をはじめとした物価高騰の影響を受ける市民生活や家計を支援するとともに、地域内の経済循環、消費の下支えによる地域経済の活性化を図るため、プレミアム付きデジタル商品券を発行する。

### （3）業務内容

鳴門市プレミアム付デジタル商品券発行事業委託業務仕様書のとおり。

### （4）履行期間

契約締結日から令和9年1月29日

### （5）見積限度額

122,500,000円

※内訳：プレミアム原資100,000,000円

運営事務費等 22,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は、契約予定価格を示すものではない。

### （6）担当部署

担当課 鳴門市産業振興部商工政策課

担当者 平野

住所 772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170番地

連絡先 電話 088-684-1468

FAX 088-684-1339

電子メール [shokoseisaku@city.naruto.i-tokushima.jp](mailto:shokoseisaku@city.naruto.i-tokushima.jp)

## 2 本プロポーザルへの参加

### （1）参加資格

本プロポーザルの参加資格は、公告日を基準日として、次の各号に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。
- ② 次のア又はイに該当すること。
  - ア 鳴門市物品等競争入札及び随意契約参加資格者名簿に登載されている競争入札参加の有資格者であること。
  - イ 上記アに該当しないで参加申請期間の終了までに、別紙①に示す、物品の購入等に係る競争入札及び随意契約参加資格審査申請に必要な書類を提出し、鳴門市が適当と認めた者。
- ③ 鳴門市物品業者等指名停止措置要綱（平成22年4月1日制定）による入札参加資格停止期間中でないこと。
- ④ 鳴門市暴力団排除措置要綱（平成24年8月1日制定）に基づく排除措置を受けていないこと。また、経営不振の状態（破産手続き、会社更生手続き、その他類似の手続きを開始されたとき又は手形取引停止処分がなされたとき）にないこと。
- ⑤ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動、宗教活動、社会運動標榜ゴロ又は特殊知能暴力団等の反社会勢力に該当しないこと。
- ⑥ 国税及び地方税に滞納がないこと。

## （2）参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加表明者」という。）は、提出期間に次の書類を提出すること。

なお、参加表明書等の提出後に、参加を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（様式4）を提出すること。

### ア 提出期限

令和8年2月12日（木）午後5時（必着）

### イ 提出方法

持参又は郵送により「1（6）担当部署」宛てに提出すること。郵送の場合は、配達記録が残る方法によるものとし、必ず電話で受付の確認を行うこと。

### ウ 提出書類

- ① プロポーザル参加表明書（様式1）
- ② 会社概要（任意様式、パンフレット可）
- ③ 別紙①に記載の書類（鳴門市物品等一般競争入札（指名競争入札）及び随意契約参加資格者名簿に登録されている者は不要）

### エ 参加資格の確認

参加表明者について、「2（1）参加資格」の要件を有するか審査を行うものとする。なお、参加表明に係る提出書類について、本市から説明を求められた場合、参加表明者はこれに応じなければならない。

### オ 確認結果の通知

参加資格の確認結果について、令和8年2月16日（月）までに、電子メールにより通知する。

なお、令和8年2月17日（火）正午時点においても電子メールが届かない場合は、必ず「1（6）担当部署」に問い合わせすること。

### 3 質問の受付及び回答

#### （1）受付期間

令和8年2月3日（火）～令和8年2月9日（月）午後5時まで

#### （2）提出方法

本プロポーザルに関して質問がある場合は、電子メールにより質問書（様式2）を添付し、「1（6）担当部署」宛てに提出すること。なお、電子メール送信後は、電話にて受信確認を行うこと。電子メール以外での質問の受付は行わない。

#### （3）質問に対する回答

回答は、本市公式ウェブサイトにおいて随時公表し、令和8年2月10日（火）までに、すべての質問に対する回答を公表する。なお、質問への回答をもって、本業務の実施要領及び仕様書に記載する内容の追加又は修正をしたものとする。

### 4 企画提案書等の提出

本プロポーザルの参加者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

#### （1）提出書類

- ①企画提案書
- ②類似業務実績調書（様式6）
- ③見積書（様式7）及び見積内訳書（任意様式）

#### （2）企画提案書作成にあたっての留意事項

提案書は「鳴門市プレミアム付デジタル商品券発行事業委託業務に係る企画提案書（様式5）」を表紙とし、提案書類一式をまとめて綴じること。

- ①様式は任意であるが、A4版サイズ（一部A3版の折込可）で作成すること。
- ②提案に支障のない範囲で両面印刷し、ページ番号を付しておくこと。
- ③文字サイズは、10.5ポイント以上を基本とすること。
- ④図表やイラスト等を用いて、正確かつ簡潔明瞭に記載し、資料が過大なものとならないよう十分留意すること。

#### （3）企画提案書に記載すべき内容

別紙「仕様書」、本要領「5（3）評価基準等」を踏まえて作成するものとし、特に次の各項目については、必ず記載すること。

##### ア 業務執行体制

- ①本業務の実施体制（本業務を受託した場合に一部業務の再委託を想定する場合は、その委託先・業務内容等も記載すること）
- ②総合的な安全管理体制
- ③業務の遂行スケジュール

##### イ デジタル商品券システムの概要

- ①デジタル商品券システムの概要・搭載する機能
- ②居住地の確認方法（申込者が市内に居住していることの確認方法）、不正申込（架

- 空名義による申込、重複申込等)に対する対応策
- ③デジタル商品券システムのセキュリティ体制(ウイルス対策、個人情報の流出防止対策等)
- ウ 利用店舗等に係る内容
- ①提案書作成時点におけるキャッシュレス決済サービスの市内利用可能店舗数、利用開始時点の目標利用可能店舗数
- ②利用店舗等の募集方法
- ③利用店舗等で使用する決済ツール、販促物等の種類や提供方法
- ④利用店舗等の負担(決済手数料の標準料率、新規加盟時に費用が発生する場合はその負担内容等)
- エ 利用対象者の募集・購入スキーム
- ①キャッシュレス決済サービスの市内利用者数
- ②申込者を増やすための方策(効果的な広報方法、スマートフォンの利用が不慣れな方への対応等)
- ③申込から抽選、結果通知、購入までの流れ(抽選方法、デジタル商品券購入時の決済方法等)
- オ 利用対象者・利用店舗等に対するサポート体制
- ①各対象者への問合せ対応
- ②利用者支援窓口の概要(設置時間及び人員体制、運営方法等)
- ③コールセンターの概要(設置期間及び受付時間、人員体制や情報管理体制等)
- カ 利用対象者等への広報
- ①利用者募集の広報
- ②利用店舗での周知
- キ データ管理・情報管理体制
- ①個人情報など本業務で収集したデータの管理方法
- ②事業効果の測定方法、提供が可能なデータ範囲等
- (4) 提出期限  
令和8年2月20日(金)午後5時必着
- (5) 提出方法  
持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は、配達記録が残る方法によるものとし、必ず電話で受付の確認を行うこと。
- (6) 提出部数  
正本: 1部 副本6部
- (7) 提出先  
「1 (6) 担当部署」に同じ

## 5 提案書等の審査及び評価

- (1) プレゼンテーション実施日  
令和8年2月下旬(予定)  
※詳細は、参加表明者に対して別途通知する。

(2) 審査委員会

鳴門市プレミアム付デジタル商品券発行事業委託業務に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）により行う。

(3) 評価基準等

ア 評価項目及び配点

評価項目	評価基準	配点
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>企画運営能力、類似業務の実績など業務の円滑な実施が見込めるか。</li> <li>業務スケジュールが適切で確実な実施が見込めるか。</li> </ul>	10
商品券システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>システム概要・機能が適切で、利用者・店舗にとって利用しやすいシステムであるか。</li> <li>セキュリティ対策が万全で、安全なシステム運営が見込めるか。</li> </ul>	20
利用店舗	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用店舗の募集方法が効果的であるなど、多くの店舗の参加が見込まれるか。</li> <li>店舗で利用する決済ツール・販促物などは十分で、店舗の負担が少ないものになっているか。</li> </ul>	20
利用対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用対象者への周知方法が適切で、多くの利用対象者からの購入が見込まれるか。</li> <li>申込から購入までの流れがわかりやすく、利用者の手間が少ないものになっているか。</li> </ul>	20
広報・周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>多くの利用対象者・店舗等に事業の情報が届く手法になっているか。</li> <li>購入者への利用促進の方法が適切で、高い利用率が見込まれるものになっているか。</li> </ul>	10
サポート・問い合わせ体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>デジタルツールに不慣れな方等に対する工夫・配慮が十分なされているか。</li> <li>コールセンター等の問合せ体制は十分であるか。</li> </ul>	5
効果検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業の効果検証が、今後の事業検討に有効に活用できるものであるか。</li> </ul>	5
見積額	<ul style="list-style-type: none"> <li>見積限度額以下で、費用対効果の面からも適切な見積額となっているか。</li> </ul>	10
合計		100

イ 得点化について

① 業務実施体制、商品券システム等の評価項目（見積額を除く）

各評価項目について、評価基準を参考に次の6段階で評価し、得点化する。

評価		得点方式
A	特に優れている	配点×1. 0
B	優れている	配点×0. 8
C	普通	配点×0. 6

D	やや劣っている	配点×0.4
E	劣っている	配点×0.2
F	提案なし	配点×0.0

## ② 見積額

次のとおり、最低価格に対する割合に応じて、得点化する。

$$\text{評価点} = \{ (\text{最低提案価格}) / (\text{提案者の見積額}) \} \times 10$$

※評価点は、プレミアム原資 100,000,000 円を除く金額を用いて算出するものとし、小数点以下は四捨五入する。

## (4) 受託候補者の選定方法

- ① 評価項目ごとに、各審査委員の評価点を加算した合計点を評価点とする。
- ② 評価点の合計点が 6 割以上となった者のうち、合計点が最も高い者を受託候補者として決定する。なお、最も高い者が複数となった場合は、見積書の金額が最も低い者を、受託候補者として決定する。
- ③ 提案書の提出が 1 事業者であっても、審査及び評価を行うものとし、6 割以上の得点を得た場合には、受託候補者として決定する。
- ④ 選定された受託候補者との契約締結交渉の結果、契約締結に至らなかつたとき、若しくは不正と認められる行為が判明したときは、次に得点の高かつた参加表明者から順に、契約に向けての協議を行うものとする。

## 6 審査結果の通知

- (1) 審査結果は、参加表明者全員に対して速やかに通知する。
- (2) 審査結果は、後日、鳴門市公式ウェブサイトにおいて公表する。公表内容は業務名、審査委員会日時及び委員数、参加者数、受託候補者（名称、住所及び代表者氏名）、各提案者の各審査項目点及び合計点とする。

## 7 契約の締結

- (1) 契約内容  
本業務の仕様書及び企画提案書の内容に基づき決定する。
- (2) 契約方法  
随意契約
- (3) 契約保証金  
免除する

## 8 事業報告等について

- (1) 事業終了後の報告  
事業終了後、契約書等に基づき業務の成果に関する報告書等を提出すること。
- (2) その他  
本業務は国の交付金の活用を予定するものであり、実地検査の対象となることから、

「鳴門市プレミアム付デジタル商品券発行事業委託業務仕様書」に記載の内容を遵守すること。

## 9 留意事項

- ① 提案書等の作成等、本プロポーザルに参加する一切の費用は、参加表明者の負担とする。
- ② 提出された書類等は、返却しない。
- ③ 提出された提案書等は、契約に至った場合に使用するほか、本業務受託者の選定以外に使用しないものとし、鳴門市文書管理規則に従い、責任を持って管理及び廃棄する。なお、鳴門市情報公開条例（平成13年鳴門市条例第34号）に基づく公文書開示請求などにより公開することがある。
- ④ 契約締結後、本提案における不正・虚偽記載等が認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。
- ⑤ 企画提案書等に含まれる著作権など法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任はすべて提案者が負う。
- ⑥ 審査結果に係る問合せ、不服申立ては、一切受け付けないものとする。